



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イエメン：サーレハ大統領の出国～危機打開となるか？～

昨年11月末にようやく湾岸協力理事会（GCC）による調停案に署名したサーレハ大統領が1月22日、イエメンを出国した。出国に先立って別れの演説を行った同大統領は、治療のため米国に向かい、2月21日投票の大統領選挙でハーディー副大統領を大統領に就任させるために、自らの党「全体人民会議（GPC）」の党首として帰国すると宣言していた。同大統領は昨年6月、暗殺未遂爆破事件で重傷を負い、直後にサウジで治療を受け、同国で3カ月以上にわたり療養生活を送った経緯がある。

また同じ演説の中でサーレハ大統領は、自らの33年間の「治世」における怠慢について国民に赦しを求め、謝罪した。

この前日の21日には、一部修正の上で、サーレハ大統領に対する完全な訴追免除、そして同大統領一派に対する部分的な訴追免除に関する法律が国会承認された。この修正は、サーレハ大統領の訴追を要求するデモ隊の青年たちやNGOの声に応えたものである。当初の法案では、サーレハ大統領一派に対しても完全な形での訴追免除が付与されることになっていた。

しかし、イエメン各地でサーレハ大統領の訴追を求めるデモが収束する兆しは今のところ見えないという。

サーレハ大統領の出国自体については、イエメン危機打開のためのGCC調停案を前進させる勢いとはなろう。しかし、イエメンの専門家であるプリンストン大学のGregory Johnsenは、同大統領の出国がイエメンの政治のあり方を根本的に変革すべきだというデモ隊の要求に応えることには殆どならないとみている。Johnsenによると、33年間にわたりサーレハ大統領は、自分の家族や部族で親しい者たちを国や治安機関の要所に配置してきており、このネットワークをそのままにしている限り、サーレハはたとえ大統領の肩書きがなくても、イエメンの成り行きを決定付けることができるという（1月23日付AP通信）。

（研究員 河井 明夫）